



び山林所得金額，同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は，その適用後の金額）の合計額とする。ただし，前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし，前項第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び同条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，同施行令第5条の規定の例による。

第6条以下省略

び山林所得金額，同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は，その適用後の金額）の合計額とする。ただし，前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし，前項第2号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び同条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，同施行令第5条の規定の例による。

第6条以下省略

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の利根町医療福祉費支給に関する条例の規定は，令和6年8月1日から適用する。